Ⅲ　「用途の変更」に関する許可要件の確認手続き

市街化調整区域における既存建築物の「用途の変更」は許可が必要です。この場合、許可要件については次のような手続きで確認します。
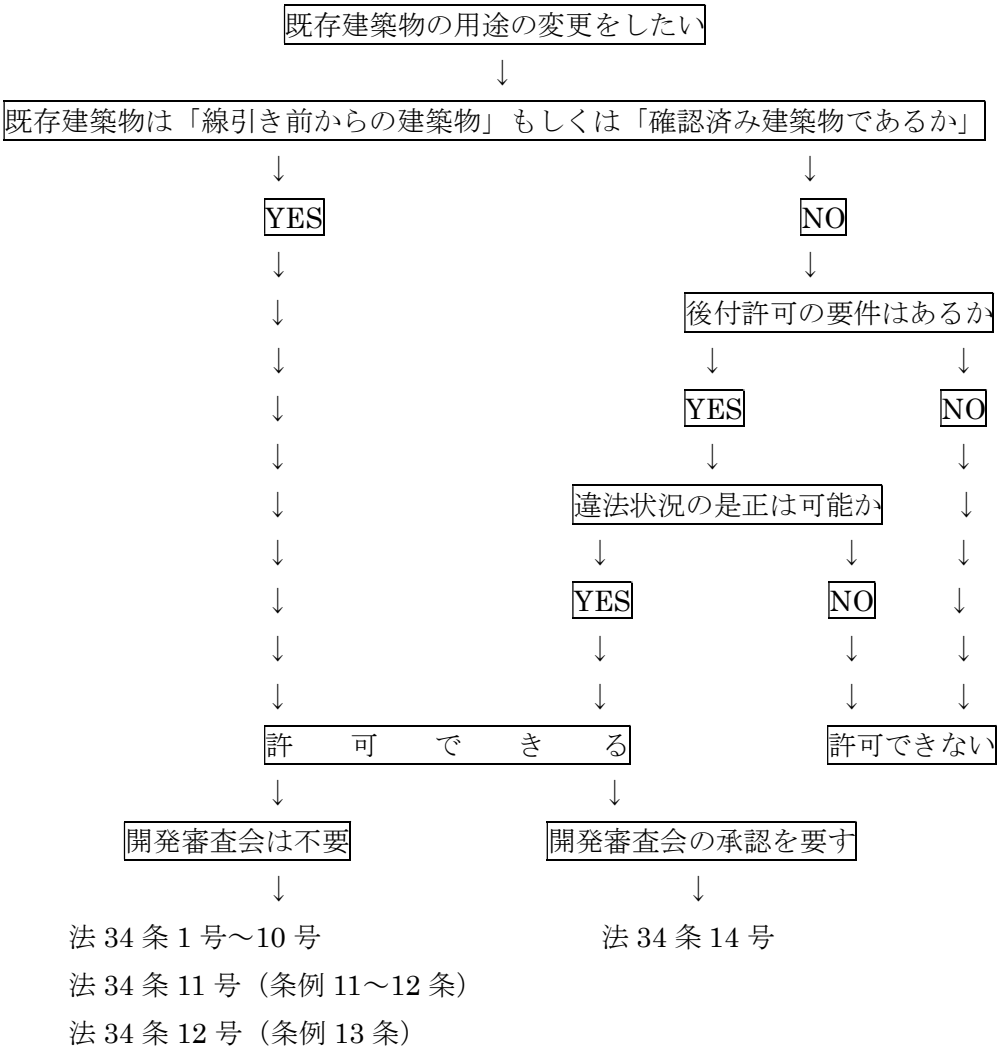
なお、具体的な許可要件の検討･判断にあたっては、既存建築物の「固定資産税名寄せ帳写し」（または建築確認申請用の「既存家屋証明」）、「建築確認済み通知書」「建築確認済み証明書」、土地・建物の「登記事項証明書（全部事項証明書）」等を精査する必要があります。